

旧港区立港勤労福祉会館に係る建物の譲与について

令和4年3月31日に廃止した旧港区立港勤労福祉会館に係る建物（以下「本件建物」といいます。）を都に譲与します。

1 旧港区立港勤労福祉会館に係る施設の概要

所在地	港区芝五丁目18番3及び311番1（地番）
土地状況	宅地 4,964.60㎡
建物状況	鉄筋コンクリート造 地上3階地下2階建 （地下の一部は、都の所有及び都との共有です。） 延床面積 2,745.93㎡ 本館 2,210.41㎡、別館 384.62㎡、 共有部 150.90㎡
用途地域等	商業地域（建蔽率：80% 容積率：700%）

本件建物の位置（ ■ ）



この地図は、国土地理院地図を使用しています。

2 経緯

旧港区立港勤労福祉会館に係る施設（以下「本件施設」といいます。）は、昭和50年に都から、勤労福祉会館として使用することを条件に、建物は譲与により、土地は無償貸付により、港区立港勤労福祉会館として、令和4年3月31日まで使用してきました。

港区立港勤労福祉会館の廃止後は、当該廃止に伴う残務整理として令和4年4月1日から令和5年3月31日まで使用します。

一方、本件施設における土地の無償貸付契約には、「貸付期間中であっても、この土地を公用又は公共用に供するための必要を生じたときは、この契約を解除することができる。」と定められており、都から令和5年4月1日から当該土地を使用したい旨の連絡があったため、同年3月31日をもって当該無償貸付契約は解除されます。

なお、本件施設は勤労福祉会館として使用するとの条件が付されていることから、本来であれば他の用途で使用することはできませんが、都との協議により、残務整理期間に限り、本件建物の一部を新型コロナワクチン接種センターとして使用しています。

3 本件建物の譲与について

本件施設における土地の無償貸付契約の解除に伴い、本件建物を除却した上で、都に当該土地を返還することとなりますが、都から、本件建物を引き続き使用したいため、本件建物を譲与して欲しいとの要望がありました。

都の要望を受けることで、区の本件建物に係る除却費用が不要になることから、本件建物を都に譲与します。

4 今後のスケジュール（予定）

令和5年4月1日 都と本件建物に係る譲与契約の締結
建物の引渡し